

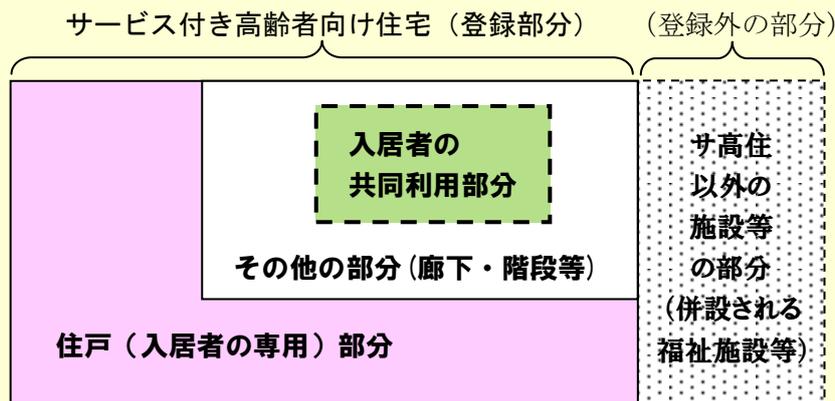
■住戸面積が 25 m²に満たないが、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（共同利用部分）が、「高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合」の取り扱いについて



(25 m² - 25 m²を下回る各住戸の面積)の合計 ≤ 共同利用部分の面積の合計

であることが必要となります。【既存物件は別途ご相談ください】

○共同利用部分の考え方



- ☑ 共同利用部分……入居者が共同で利用することができる居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（談話室、浴室、脱衣室、水洗便所等）
- ☑ 共用廊下、共用階段、エレベーターのほか、事業者が使う厨房、事務室、管理人室、相談室、リネン室等は、共同利用部分の面積には含みません。
- ☑ なお、入居者が共同で利用する居間、食堂等であっても、「玄関⇄EV・階段⇄住戸」に通じる通路等と判断される部分については、共同利用部分の面積から控除することがありますので、事前に協議してください。

➡ (参考様式) 共同利用部分の求積表

階	25 m ² 未満の住戸についてのみ記載			
	住戸タイプ別の面積 (A)	25 m ² との差 (B)	左の住戸数 (C)	25 m ² を下回る面積の合計 (D) (B) × (C)
1F	m ²	m ²	戸	m ²
	m ²	m ²	戸	m ²
2F	m ²	m ²	戸	m ²
	m ²	m ²	戸	m ²
3F	m ²	m ²	戸	m ²
	m ²	m ²	戸	m ²
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
			合計	m ²

高齢者の共同利用部分の面積	
共同利用施設の名称	共同利用施設の面積(E)
	m ²
⋮	⋮
合計	m ²